

6月は「環境月間」です

地球環境を守るためにできることから始めましょう

毎年6月5日は「環境の日」です。これは、1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。

【問合せ】本庁環境課環境政策グループ(内線2721)

日本では、平成3年から6月を「環境月間」とし、全国各地でさまざまな行事が行われます。この機会に、環境を守っていくために考え、一人一人ができることから始めてみましょう。

騒音・振動について

騒音とは、一般的に、「好ましくない音」「不必要な音」「望ましくない音」などの総称です。また、騒音や振動は「ある人には心地よく聞こえる」「でも、ある人にはそう感じない」など、感じ方が違うことから、感覚公害といわれています。

■騒音・振動の測定など

市では、次の騒音や振動について、環境関係法令などに基づき、①環境騒音(一般地域)②環境騒音(道路に面する地域)③新幹線鉄道騒音・振動④道路交通振動を毎年(測定地点によっては隔年)測定を実施しています。

■平成25年度の測定結果

- 騒音の環境基準達成率
- ▼一般地域が100%
- ▼道路に面する地域80%

●道路交通振動の要請限度などについては、測定地点の全てで、限度を超えていませんでした。

■騒音・振動に係る規制

工場・事業場の一定の条件以上の機械などや特定の機械を使った建設作業、営業や拡声器使用については、法律や条例で規制されています。

また、機械などの設置や特定建設作業については、事前の届出についても規定しています。詳細については環境課にお問い合わせください。

■生活騒音について

皆さんのご家庭で発生している音で、近隣の方々に迷惑をかけていませんか。たとえば車の空ぶかし、ピアノの練習やエアコンの室外機などから発生する音は、法律や条例で規制されていますが、近隣の方々に迷惑に陥ってはいけません。

※1環境基準：人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準

※2要請限度：地域や車線などに合わせた限度として定められており、この限度を超過した場合、道路管理者などに騒音・振動の対策などについて、意見陳述、要請できる。

今夏も節電にご協力ください。

今年の夏も依然として厳しい電力需給状況が見込まれています。引き続き、市民・事業者の皆さまの節電のご協力をお願いします。

市役所でも、昨夏・冬に引き続き、市の全ての施設において、さらなる節電の取り組みを行います。ご家庭や事業所でも、ちょっととした工夫や手軽にできることから始めてみましょう。



◆こんなことから始めてみよう!

- 設定温度は28度を目安に
- スタレやヨシズ、グリーンカーテンを利用して、日差しを和らげる
- 扇風機を上手に使い冷房効果を高める
- こまめな消灯が基本。家族がそろそろ団らんの時間を作って、エアコン・照明の使用を減らす

◆でんき予報

九州電力(株)では、「でんき予報」により情報提供を行っています。また、電力需給状況が厳しくなると予想される場合に、需給状況と節電のご協力をメールでお知らせします。登録の際は次のアドレスをご利用ください。

▶携帯 ☎ <http://kyuden.jp/>

▶パソコン ☎ <http://www.kyuden.co.jp/>

☎ <http://www.kyuden.co.jp/>



国民年金保険料の免除・納付猶予制度の納付猶予制度のご案内

失業などの経済的な理由で、国民年金の保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料が免除される「保険料免除制度」があります。

免除の申請が承認されると、保険料の全額または一部の納付義務が免除されます。

平成26年度の保険料額は左表のとおりです。なお、全額免除および一部免除のどの階層に該当するかは、本人・配偶者および世帯主の所得によって異なりますので、詳しくは問合先でご確認ください。

平成26年度保険料	月額
全額免除の場合	0円
4分の3免除の場合	3,810円
半額免除の場合	7,630円
4分の1免除の場合	11,440円
免除を受けなかった場合	15,250円

*下の表も参照してください。

国民年金の免除・納付猶予制度

- 大きく分けて3つの制度があります。
- ①学生納付特例制度Ⅱ学生の方
 - ②全額免除・一部納付(免除)制度Ⅱ①に該当しない方
 - ③若年者納付猶予制度Ⅱ30歳未満で、本人と配偶者の所得が一定額以下の方

保険料が未納のままだと...

- 将来の老齢基礎年金が受給できなくなったり、受給できても金額が少なくなる場合があります。
- 障害や死亡といった不慮の事態が生じた際、年金を受け取ることができなくなる場合があります。
- 一部免除の承認を受けても、残りの部分を納付しないと、未納と同じ扱いになります。

*詳しくは下表をご覧ください。
●免除・納付猶予制度を利用しなかった場合は、2年間しかさかのぼって納付することができません。
*免除・猶予制度を利用した場合は最大10年間さかのぼり追納可能です。ただし、3年目から当時の保険料に加算がきます。

	老齢基礎年金の資格期間には	老齢基礎年金額の計算には	万一の障害年金・遺族年金の保障は	後から保険料を納めたいときには(追納期間)
全額免除	認められます	1/2として計算	あります	10年以内なら追納できます
4分の3免除		5/8として計算		10年以内なら追納できます(一部免除部分)
半額免除		3/4として計算		10年以内なら追納できます
4分の1免除		7/8として計算	10年以内なら追納できます	
納付猶予		計算されません		
学生特例		計算されません		
未納	認められません	計算されません	ありません	2年を過ぎると納付できません(※)

申請は原則として毎年必要です

ただし、全額免除または若年者納付猶予制度の該当者で、翌年度も引き続き免除または若年者納付猶予を希望した場合は、申請書の提出は不要になる場合があります。

【申請期間】(平成26年度分) 7月1日～平成27年6月末日
*学生納付特例は、4月1日～平成27年3月末日

【申請に必要なもの】

- 印鑑(スタンプ印を除く)、年金手帳
 - 学生の方は、学生証の写しまたは在学証明書(原本)
 - 平成25年3月31日以降に離職した方は、離職票の写し、または雇用保険受給資格者証の写し
 - 平成26年1月1日以降に本市に転入した方は、前住所地での所得証明書
- 本年4月から国民年金保険料の免除申請ができる期間が拡大されました。詳細についてはお問い合わせください。